

ID: 38

担当部署: 総務部 智恵文支所 市民係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	名寄市智恵文多目的研修センター条例 第10条ただし書		
例規番号	平成18年条例第168号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料等の還付)  第10条 市長は、既に納入された使用料及び暖房料並びに実費徴収金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。</p> <p>(2) 利用者が利用前に利用許可の申請を取り消し、又は変更の申出を行い、市長がこれを認めたとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び名寄市智恵文多目的研修センター管理規則第8条の規定による。  (使用料等の還付)  第8条 条例第10条ただし書の規定による使用料及び暖房料並びに実費徴収金の還付については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用できなくなったときは、使用料の全額を還付する。</p> <p>(2) 利用期日の15日前までに利用許可の申請の取消しがあった場合、使用料の全額を還付する。</p> <p>(3) 利用期日の10日前までに利用許可の申請の取消しがあった場合は、使用料の5割の額を還付する。</p> <p>2 利用者が施設を利用しなかった場合は、既に納入された暖房料及び実費徴収金の全額を還付する。</p> <p>3 第1項から前項までの規定により還付を受けようとする者は、使用料金等還付申請書（別記様式第6号）を、市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日